

## Tポイント付き定期預金規定

お預入れのTポイント付き定期預金につきましては、本規定によりお取扱いさせていただきます。

### 第1条 預入金額

Tポイント付き定期預金（以下「この預金」といいます。）の1口あたりの預入金額は、10万円以上、1円単位とします。

### 第2条 預入期間

この預金の預入期間は1年です。

### 第3条 預金の預入れ

1. この預金口座への預入れは、普通預金口座からの振替えによる預入れとなります。
2. この預金口座には、手形、小切手、配当金領収証その他の証券などの取立てを必要とするものは、入金（預入れ）することができません。

### 第4条 自動継続

1. この預金は、満期日に、1年後の応当日を新たな満期日としたTポイント付き定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
2. この預金の継続後の利率は、継続日における、継続日を預入日として1年後の応当日を満期日とする預入金額に応じたTポイント付き定期預金の当社所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について、別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
3. 自動継続を停止するときは、満期日の2営業日前までにインターネットバンキング／テレフォンバンキングにてその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金の預入金は満期日以後に支払います。

### 第5条 利息

1. この預金の利息は、預入日（継続をしたときは、その継続日。以下同じです。）から満期日の前日までの日数ならびに預入日における1年後の応当日を満期日とする預入金額に応じたTポイント付き定期預金の当社所定の利率（継続後の預金については、第4条第2項の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日に指定口座に入金する方法により支払います。
2. 継続を停止した場合のこの預金の利息は、満期日以後にこの預金の預入金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日の前日までの日数について、解約日における普通預金の利率によって計算します。
3. 当社がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは、最後の継続日。）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金の預入金とともに支払います。

（1）6か月未満	解約日における普通預金の利率
（2）6か月以上1年未満	約定利率×50%
4. この預金の利付単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

### 第6条 預金の解約

この預金は、当社がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。

### 第7条 届出事項の変更等

1. 名称、住所、印章その他の届出事項に変更があったとき、または印章を失ったときは、ただちに当社に届出てください。この届出の前に生じた損害については当社は責任を負いません。
2. 前項1の届出前に、印章を失った旨の電話による通知があった場合にも、すみやかに当社所定の書面にて当社に届け出てください。

3. 印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いは、当社所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

## 第8条 本人確認

この預金の解約、届出事項の変更等の際、使用されたパスワード、暗証番号、印章を当社届出のものと相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、それらの届出に偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当社は責任を負いません。

## 第9条 譲渡、質入れの禁止

1. この預金は、譲渡または質入れすることはできません。
2. 当社がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当社所定の書式により行います。

## 第10条 保険事故発生時における預金者からの相殺

1. この預金は、満期日が未到来であっても、当社に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当社に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り、当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当社に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当社に対する債務で預金者が保証人になっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
2. 第1項により相殺する場合の手続については、次によるものとします。
  - (1) 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には、充当の順序方法を指定のうえ、当社所定の書類をただちに当社に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には当該債務から、また当該債務が第三者の当社に対する債務である場合には預金者の保証債務から、それぞれ相殺されるものとします。
  - (2) 第1号の充当の指定のない場合には、当社の指定する順序方法により充当します。
  - (3) 第1号による指定により、債権保全上支障が生ずるおそれがあるときには、当社は、遅延なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
3. 第1項により相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当社に到着した日までとして、利率、料率は当社の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当社の定めによるものとします。
4. 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当社におけるこの相殺の計算実行時の相場を適用するものとします。
5. 第1項により相殺する場合において、借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当社の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができます。

以上

(2020年4月1日月現在)